

国民年金からお知らせ

●お問い合わせは 役場住民福祉課 ☎82-4111

過年度の未納保険料は早めに納めましょう！

平成7年3月以前の保険料で、納め忘れていた期間はありませんか。未納保険料は、2年を経過しますと時効にかかるから、和納の住吉神社から八幡神社まで間で分列行進を行います。その後、八幡神社付近において消防訓練を行いますので、皆さんのお力を頼ります。

この未納保険料は、社会保険事務所から郵送された納付書により、銀行または郵便局で納めてください。

なお、2ヶ月以上の未納期間のある方は、1ヶ月分ずつ分割納付することもできます。分割納付を希望する場合や、ご相談があるときは三条社会保険事務所（〒955 三条市興野3-2-3 ☎0256-32-2821代表）へご連絡ください。

緑の羽根募金 皆様の善意が 284,477円

今年も皆様から『緑の羽根募金』へたくさんの募金（284,477円）をお寄せいただき、本当にありがとうございました。

お寄せいただいた募金は、公共施設の緑化や緑と水の森林基金へ拠出させていただきます。

検診日時と会場

日 時	受付時間	会 場
6/14(水)	午前6:30～9:30	間瀬漁協
6/15(木)	午前6:30～9:30	和納区長事務所
6/16(金)	午前6:30～9:30	保健センター
6/19(月)	午前6:30～9:30	石瀬室公会堂
6/20(火)	午前6:30～9:30	保健センター

無料

●電話のご相談もお受けします
☎025-225-1851(直通)
相談日：月曜から金曜午前9時半～12時
午後1時～4時(祝日除く)
○専門の相談員が親身になってご相談いたします
○弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時

●電話のご相談もお受けします
☎025-225-1851(直通)
相談日：月曜から金曜午前9時半～12時
午後1時～4時(祝日除く)
○専門の相談員が親身になってご相談いたします
○弁護士相談日：毎週水曜日午後1時～4時

社団法人日本損害保険協会
新潟自動車保険請求相談センター

新潟市本町通七番町1002新潟支店ビル(新潟通本町角)新潟県立春日井



場合の障害基礎年金や遺族基礎年金も受けられなくなることがあります。未納保険料は、早めに納めましょう。

この未納保険料は、社会保険事務所から郵送された納付書により、銀行または郵便局で納めてください。

なお、2ヶ月以上の未納期間のある方は、1ヶ月分ずつ分割納付することもできます。分割納付を希望する場合や、ご相談があるときは三条社会保険事務所（〒955 三条市興野3-2-3 ☎0256-32-2821代表）へご連絡ください。

号として、防災無線により全村にサイレンを鳴らします。また、午前十時五十五分頃から、和納の住吉神社から八幡神社までの間で分列行進を行います。その後、八幡神社付近において消防訓練を行います。

（雨天の場合は村民体育館で行います）

6月4日～10日は…

危険物安全週間

石油類をはじめとする「危険物」は、家庭や会社などで幅広く利用されていますが、反面、管理不十分や器具の誤操作などにより、その危険物が原因となる事故が発生しますと、私たちの生命や財産をも脅かすことになりますねません。

このような危険物による災害や事故を未然に防止しようと、全国一斉に「危険物安全週間」が実施されます。

住民の皆さんもこの機会に、各家庭の危険物や器具の操作方法などをもう一度確認してみましょう。



胃がん検診のお知らせ

死亡原因のトップを占める「胃がん」の検診を実施します。胃がんは、早期発見・早期治療することにより、ほぼ完全に治るといわれています。具合が悪くなつてから検診を受けるのではなく、年に一度は必ず定期検診を受けましょう。今年の検診は、例年より受付時間が三十分となり、午前七時から受診できます。また、申込みのない方でも当日受付できます。検診料は五百円（当日徴収）です。皆さん受診しましょう。

交通事故にあつたら…

●役場（国保係）へ届け出よう！
●安易な示談に気をつけよう！
万一交通事故にあったときは、警察に届け出るのはもちろんのこと、役場の国保係へも被害届を出してください。
また、交通事故の賠償問題は、いったん示談すると特別の事情がない限り、あとで勝手に変更・取消はできません。示談の内容によっては、村（国保）が立て替えた治療費を加害者に請求できなくなることもあります。ですから示談書の中には、後日のために「もし、今後本件による後遺障害が生じたときは、改めて賠償条件につき協議する」という権利留保条項を入れておくとよいでしょう。
詳しくは、役場保健衛生課国保係（☎82-1411-内線121・122）までお問い合わせください。

『岩室村消防定期総合演習』が今月十八日（日）、午前七時四十分から岩室村役場駐車場で行われます。

この演習は、防火活動の円滑化と防火に対する理解、そして防火意識の高揚を図るために毎年行われるもので、通常点検など消防署員や消防団員が日頃行っている訓練の成果が披露されます。

なお、演習の当日は、朝七時に演習招集信

『岩室村消防定期総合演習』が行われます

今月18日（日）に



児童手当を受けている皆さん

6月は「現況届」の月です
受付は6月19日、20日、21日 役場住民相談室で

皆さんのなかで児童手当・特例給付を受けているかたは、毎年六月中に児童の養育の状況や前年の所得状況などを確認するため、現況届をしていただくことになっています。この届出をしないでいると、受給資格があつても六月以降の手当を受けられなくなることがありますので、忘れずにおいでください。

■受給資格：三歳未満の児童を養育している人
■受付期間：6月19日（月）、20日（火）、21日（水）の三日間。時間は各日とも午前九時から午後六時まで。必ずおいでください。
■受付場所：岩室村役場・住民相談室
■持参するもの：①印鑑（ミタメ）②保険証 ③年金加入証明書（後日用紙を送付します。国民年金加入者は不要です。）



6月は児童手当の支払月です！

現在、児童手当を受給されているかたは、今月9日に指定された金融機関の口座に振り込まれますので、ご確認ください。

- ④前住所地からの児童手当用の所得證明書（今年の一月二日以降に岩室村に転入した受給者）
- ※現況届の用紙は役場に用意しております。
なお、児童手当や特例給付の受給資格があると思われるかたで、まだ手当の支給を受けていないかたの申請手続き及び詳しいお問い合わせは、役場住民福祉課・児童福祉係（☎82-1411-内線一一三）まで。

松くい虫被害拡大防止の薬剤散布を実施



松くい虫の被害拡大を防ぐため、「間瀬田ノ浦地区」でヘリコプターによる薬剤散布を実施します。散布後は、薬剤が残留している場合がありますので、区域内には立ち入らないようお願いします。

■散布予定日：6月21日（火）と7月12日（水）の2回実施

また、巻町（6月19・20日、7月10・11日）、新潟市（6月20日、7月12日）でも実施されますので、ご注意ください。



▲4月27日には、浜茶屋組合の皆さんに加えて、役場の重機も参加して「浜清掃」が行われた。

「間瀬田ノ浦地区」でヘリコプターによる薬剤散布を実施します。散布後は、薬剤が残留している場合がありますので、区域内には立ち入らないようお願いします。